

大飯原発、再稼働にNOの判決！

5月21日、福井県にある大飯原発3、4号機の運転差し止めを住民が求めた訴訟で、福井地裁は、関西電力に対し再稼働を認めない判決を下しました。この判決を受けて、翌日の新聞の論調は二つに分かれています。朝日や毎日では判決を評価する論調なのに対し、読売、産経は判決に批判的です。果たして双方の争点は何か、見比べて見ようではありませんか。

なし崩し再稼働に警告！

まずは、毎日新聞・・・住民の生命や生活を守る人格権が憲法上最高の価値を持つと述べ「具体的危険性が万が一でもあれば、差し止めが認められるのは当然」と結論付けた判決を画期的と評価しています。又、再稼働が電力供給を安定させ、コスト低減につながるという主張に対しても、「運転停止で多額の貿易赤字が出たとしても国富の流失や喪失というべきではない。豊かな国土とそこに根を下ろした国民の生活を取り戻せなくなることが国富の喪失だ」と退けている点も高く評価しています。そして、判決の考え方に沿えば、国内の大半の原発再稼働は困難になる。判決は、再稼働に前のめりな安倍政権の方針への重い警告であるとしています。

不合理な推論が導く否定判決？

他方、読売新聞・・・「ゼロリスク」に囚われた、あまりに不合理な判決である。昨年7月に施行された原発の新たな規制基準を無視し、科学的知見にも乏しい。判決が、どれほどの規模の地震が起きるかは「仮説」であり、いくら大きな地震を想定しても、それを「越える地震が来ないという確たる根拠はない」と強調した点も、理解しがたい。非現実的な考え方に基づけば、安全対策も講じようがないと、述べています。

司法は生き続けるのか？

「司法は生きていた」これは、勝利判決を受けて、原告が地裁前で掲げた文字です。果たして司法は今後も生き続けるのでしょうか？ 3、11後、原発の停止や建設中止を求める訴訟が各地で起こされているが、司法の流は本当に変わるのか、ということです。東京新聞は「今回の地裁の判決理由は、普通の国民が普通に考えて思い至ることばかりではないか」と述べています。その考えの根底には、福島原発の惨状、放射能汚染の怖さ、安全神話などへの痛切な悔悟と反省がある。司法は、行政が行うことについて、もし基本的人権を危うくするようなら意義を唱えるものだ。その意味で、今回の判決は、当然と言うべきであり、画期的などと評されてはならないのだと、主張しています。そもそも、経済性より国民の安全が優先されるのは当然のことなのです。私たちは、「司法を生き続けさせる」ために、これからも声を上げていかなければなりません。